

東急車両石綿損賠訴訟が和解 大阪●相談から約5年半、遺族らが会見

東急車輛製造株式会社（現・株式会社総合車両製作所）に対して石綿被害の損害賠償を求めた裁判（以下「東急裁判」）が、2013年11月12日、大阪地裁で和解した。和解したのは、旧帝国車輛-東急車輛製造の大阪製作所（堺市）で鉄道車両製造に従事し、石綿疾患を発症し死亡した3名（Aさん-石綿肺、Iさん-中皮腫、Tさん-中皮腫）の男性の遺族。

和解内容は口外禁止条項が付けられたため明らかにされないが、和解後記者会見した弁護団によれば、評価できる和解内容であった。

本人、遺族からの関西労働者安全センターにはじめて相談があったのが2008年4月はじめ。本人、遺族がアスベストユニオンに加入し、会社に団交要求をしたのが2009年5月。東急車輛はユニオンの要求に対して、社内の補償制度を作ったものの、実に差別的な低額補償を回答したため、やむなく損害賠償を提訴したのが2011年4月。鉄道車両製造会社の石綿被害を訴える初めての訴訟となった。

手探りではじまった裁判だったが、地道に立証・主張を積み重ねた。裁判の終盤、旧帝国車輛時

代に故Iさんと一緒に働いたBさんが証言台に立ってくれたことは大きな力になった。

そして2013年11月12日、実質的に勝利と言える和解となった。あしかけ約5年半の道のりだった。

原告、弁護団に深く敬意を表

するとともに、あらためて、鉄道車両製造現場でのアスベスト被害の大きさを訴えたい。なお訴訟までの詳細は、本誌2012年3月号56頁を参照していただきたい。

ご遺族のコメントにあるように、東急裁判に至る端緒に、2008年3月28日、石綿労災認定事業場情報公開を厚生省が再開したときのリストに「東急車輛製造大阪製作所」の名前があったことがあった。

このときの大阪製作所の労災認定累計は中皮腫7件だったが、これが2014年度までの累計では

＜東急車両石綿訴訟にかかわる経過＞

- | | |
|-------------|---|
| 2008年3月28日 | 厚生労働省労災認定事業場情報公開再開、東急車輛大阪製作所中皮腫7件認定判明、これをみてAさん遺族が安全センターに相談 |
| 2008年8月11日 | Iさんの胸膜中皮腫に労災認定 |
| 2008年11月17日 | 故Aさんの石綿肺死亡に石綿救済法の救済認定【時効救済】（堺労基署、以下同じ） |
| 2008年12月 | 神戸地裁、ひょうごユニオンの住友ゴムとの団交権認める判決（住友ゴム事件、退職者労働組合の団交権認める初めての司法判断） |
| 2009年5月2日 | アスベストユニオン、東急車輛製造に対して団交要求 |
| 2009年7月26日 | Iさん死亡 |
| 2009年10月13日 | Tさんの胸膜中皮腫に労災認定 |
| 2009年12月 | 大阪高裁、住友ゴム事件で神戸地裁判決を支持する判決 |
| 2010年5月12日 | 東急車輛が制定した補償制度に基づく低額・不当回答 |
| 2010年6月20日 | Tさん死亡 |
| 2011年4月4日 | 大阪地裁に損害賠償裁判を提訴 |
| 2011年11月 | 最高裁、住友ゴム事件で大阪高裁判決支持する決定 |
| 2013年11月12日 | 東急裁判和解成立 |

合計16件と、倍以上になった。

埼玉(1件)、横浜(10件)の工場を含めて東急車輛製造全体で27件、日本車輛製造69件、近畿車輛30件、川崎車輛(現川崎重工工業兵庫工場)58件、汽車製造(東京・大阪工場-現川崎重工)16件、日立製作所24件、富士重工14件と、これらの鉄道車両製造の石綿労災認定件数の合計は240件にのぼる。

主な原因は、鉄道車両内部に使用された吹きつけ石綿とみられるが、溶接作業で石綿布を養生に使用していたことなども他の原因もあったとされる。

【故Aさん遺族のコメント】

2008年3月29日の新聞記事で東急車輛が載っていたのを見て、そこから闘いがはじまりました。

父も肺の病気で亡くなり、父の部屋に何故かレントゲンフィルムがあったり、また、父が生存のとき、会社に抗議しに行ったこと。このとき、私はカセット録音係として行きました。内容は、どういことなのかわからずでしたが、このときの父はかなり激怒していました。また、労働基準監督署に行ったこともあり。それぞれのことが気になり、新聞記事に載っていた安全センターに連絡しました。

安全センターの人から、何か父の物が残っていないか、と言われ、実家にあるレントゲンフィルムを見たとき、その袋の中には、病院のじん肺健康診断書、労働基準局へのじん肺管理区分決定申請書の用紙が入っており、診断証明書には「石綿肺の所見と

考えられる」と書いてありました。

父が亡くなったとき、アスベストのことをまったく考えたこともなく、いま思えば、いま私たちが闘ってきたことをやりたかったのだらうと思います。

ここまで来るのに本当に苦しく辛い思いが何度も何度もありました。毎日新聞に取り上げてもらいましたが、入院時のカルテがましくて、カルテの保存期限が過ぎていくとわかっていても、どうしても何度も何度も頭を下げ足を運びお願いしましたが、「保管期限が過ぎているので処分しています」と同じ返事ばかりでした。

しかし、安全センターの方や弁護士の先生だと、一軒の病院だけじゃなく、二軒の病院から入院時の一部のカルテ、手術時の標本や報告を手に入れることができ、もう一軒の病院では入院時の全カルテをもらうことができました。もし、いま同じような人がいるなら安全センターに相談して下さい。必ず力になってくれます。

今回和解というかたちで終わりましたが、自分の中では納得していません。どんな結果であれ、父は戻ってきません。入院中、一時帰宅の際、父から実家に来るよう呼び出され、会話することすら苦しい状態なのに、自分が死んだら「後のこと、会社への連絡、母親を頼む」と言われ、自宅に帰り号泣しました。本当なら、定年を迎え、やっと自分たちの時間がもて、ゆくりできるはずだったのに…。

私自身、何ひとつ親孝行できないまま、父は苦しい姿で逝ってしまいました。息を引き取る前、苦し

くもがいている父から私の手を強く握りしめられたことは、いまでも忘れられません。亡くなった後、整理していたら、父からの遺言がカセットテープに録音されており、父が生存時にどうしてこの闘いをしなかったのか、当時わかっていれば、父の口から詳しいこと、事実を聞いて、もっと早く解決できたのにと、とても悔しい気持ちでいっぱいです。

私に託された闘いは5年と半年で和解となりましたが、父が亡くなり19年、ここまでやってこれたのは安全センターの皆様、弁護士の先生のお陰です。本当にありがとうございました。感謝の気持ちでいっぱいです。まだまだアスベストのニュースをよく見ます。このニュースがなくなることを強く願っています。

【弁護団のコメント】

関係機関の支援、被告会社の英断、その他関係者の努力によって、鉄道車両製造工場におけるアスベスト曝露の事案につき、本日和解に至ったことは、評価に値する。和解内容を公表することはできないが、原告被告双方が歩み寄り、本件訴訟については一応の解決を見ることができた。

曝露から発症まで長時間を要することから、今後も過去の曝露による新たな被害者が、多様な業種の工場労働からだけでなく、周辺住民にも出てくることは必至であるし、また、震災・原発の復興、廃炉その他の作業における曝露による発症も危惧される所である。

2006年に成立施行された石綿健康被害救済法による救済の拡充とともに、民事賠償において

も被害者救済の観点が強
く要請される。



(関西労働者安全センター)

全国で続く対ニチアスの闘い 奈良・岐阜・岡山●損賠裁判・労働委員会

日本最大、最古のアスベスト企業ニチアスは、多数の被害者を発生させながら、被害者に誠実に対応することなく、様々に被害を隠し、日本のアスベスト被害が社会的に明らかになることを妨げてきた。全造船ニチアス・関連企業退職者分会、全造船アスベストユニオンは、ニチアスに対して団体交渉による石綿被害への対応を要求してきたが、ニチアスは団交拒否や不誠実団交を繰り返している。ニチアスに対する闘いが各地で進められている

ニチアスに対する損害賠償請求訴訟は、札幌地裁で全面勝利和解が勝ち取られたあと、奈良地裁、岐阜地裁、岡山地裁で取り組まれている。

奈良地裁での11月14日第16回弁論において、原告3名の証人尋問の実施とその日程が決まった。一方、ニチアス側から「申請されていた元社員1名から証人を断られたので代わりの人を探している」との表明があり、裁判所も驚く一幕があった。結局、ニチアス側証人未定のまま、原告3名の証言が今年3月27日一日かけて行われることになった（ニ

チアスの証人が見つからなければ、予定よりも早く終わる予定）。奈良裁判の最大の山場。多くの皆さんの傍聴支援を訴えたい。

また、奈良地裁からニチアスに対して出された文書提出命令について、大阪高裁で命令が確定したにもかかわらず、ニチアスは拒否を決めた。裁判戦術を優先した企業倫理をかなぐり捨てた対応で、社会的には許されない行為といえるだろう。

岐阜地裁の12月3日弁論では、前回までに原告山田益美さんの症状悪化（じん肺管理2から管理4へ）に伴う損害額変更を原告側から主張した点について、新たに裁判所に提出された山田さんのカルテなどをもとに、ニチアス側が、山田さんが過去に結核にかかっていた疑いがあり、症状悪化は虚偽の疑いがある、という悪意に満ちた主張が行われた。今後、これに対して原告側から反論していくこととなった。

また、新たなに原告となったTさんのじん肺について、在職時の1978年にすでに管理3イの管理区分決定を受けていたことが、今回、ニチアスがしぶしぶ提出して

きた管理区分決定通知で明らかになった。ところが、この通知は、当時ニチアスに岐阜労働基準局から送られてきた管理区分決定リストであって、Tさんのほかにも多数の労働者が管理区分決定を受けていたことも同時に明らかになった（ただし、Tさんのほかはすべて黒塗りされていた）。そのときからすでに多くの被害者を出していたのである。今後、Tさんの作業実態などに関する陳述書が提出される予定。

岡山地裁でのニチアスと下請会社中原築炉を相手取った裁判は、2012年3月に提訴して以来、10月15日までに8回弁論を積み重ねている。原告のSさんは、肺がんとじん肺管理区分4の被害の損害賠償を求めている。ニチアスはSさんが働いていた時期はノンアスに切り替えていたと主張、中原築炉も自社以外での粉じん曝露であると主張してきている。不埒としか言いようがない。おかもやま労働安全衛生センターや中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会岡山支部から多数傍聴参加を得て、ニチアス・中原築炉包囲体制を構築し頑張っている。

2008年7月24日、奈良県労働委員会は、ニチアス分会からの団体交渉要求に対し、ニチアスが交渉を拒否したのは不当労働行為に当たるとして救済命令を出した。

ところが、中央労働委員会はこの命令を棄却（2011年3月31日）。これに対し、分会は、東京地方裁判所に行政訴訟を提訴。東京地裁は訴えそのものは退けたが、ア